

南シナ海におけるある事件



ロブ・マクローリン*
(オーストラリア国立大学教授)

- 1 はじめに (シナリオ)
- 2 評価方法
 - (1) 事件の場所
 - (2) 関係者の性質決定
 - (3) 事件の評価
- 3 結論

1 はじめに (シナリオ)

1隻の北大西洋条約機構(以下、NATO)の軍艦が、スービ礁近くを通過中である。スービ礁は、低潮高地(LTE)¹であり、中華人民共和国(以下、中国)が造成し、その後占領する人工島が特徴である²。スービ礁近くには、フィリピンが領有する地形(feature)のティトゥ島と呼ばれる岩礁³がある⁴。NATO軍艦には、水中に配備された対潜戦曳航式アレイ・ソナーが、短い「尾」のようについている。

* ロブ・マクローリンは、オーストラリア国立海洋資源安全保障センター国際法教授、オーストラリア国防大学(UNSW)軍及び安全保障法教授、ストックトン国際法センター・シニア・フェローである。ここに示される見解や意見は、著者のものであり、必ずしも米国政府、米国海軍部、米海軍大学のものではない。

1 南シナ海問題に関するフィリピン共和国と中華人民共和国の仲裁裁判(以下、南シナ海裁判)、訴訟記録2013-19、常設仲裁裁判所(PCA)訴訟リポジトリ、裁定¶368(PCA、2016年)、<https://pcacases.com/web/sendAttach/2086>

中国の反応については、次を参照：

- LTEについて：The South China Sea Arbitration Awards: A Critical Study, 17 CHINESE JOURNAL OF INTERNATIONAL LAW 207, 520-51, ¶¶ 645-721 (2018)
- フィリピン船に対する中国の海事法執行について：同上、594-607、¶¶ 827-57

2 Subi Reef, ASIA MARITIME TRANSPARENCY INSTITUTE, <https://amti.csis.org/subi-reef/> (中国による人工島占領開始が1988年という記載あり。その後の造成状況について、上空からの画像が掲載されている。)(最終閲覧日：2020年10月27日)。

3 南シナ海裁判裁定、前掲注1、¶622、<https://amti.csis.org/subi-reef/>

4 Thitu Island, ASIA MARITIME TRANSPARENCY INSTITUTE, <https://amti.csis.org/thitu-island/> (バグアサ島は、南沙諸島近郊の岩礁であり、フィリピンによる占領開始が1974年と記載あり。)(最終閲覧日：2020年10月27日)。

スービ礁から10海里内、ティトゥ島から約14海里内を通過中のNATO軍艦を妨げるかのように、中国漁船の船団が一斉に動いている。漁船からの無線通信によると、6海里離れた位置にいる中国海警局(以下、CCG)のカッターの指揮に従っていると見られる。何隻かの漁船が軍艦の前で停止する一方、その他の漁船は、コリジョンコースで軍艦へと急行している。

漁船の船団には、中国の大型鋼鉄製漁船が1隻混ざっている(しかし、漁網や漁具は見当たらない)。小型の漁船は、NATO軍艦の近くに寄り、妨害しているが、大型船は3,000ヤード程の距離を保っている。中国大型船が、ブリッジ対ブリッジ無線通信の16チャンネルを使用し、次のように発信する。「ここは中国の領海である。あなた方は進入許可を持っていない。今すぐ退去せよ。」

NATO軍艦は、可能な限り距離を保ちながら、漁船の間をジグザグと縫い、即応性と水密性を上げながら、大きく方向を変えずに前進を続けている。

数分以内に、軍艦は再度通信を受けるが、今度は、CCGのカッターからの呼び出しである。「これは無害通航ではない。ここに進入する中国の許可を得ていない。直ちに退去せよ。」NATOは、国際法に基づき、航行の自由を行使しているのみと応答する⁵。CCGのカッターは、次のように通信を続ける。「我々の領海から退去しなければ、実力行使に出る。結果はそちら次第である⁶。」この時点までに、NATOはまだスービ礁の

5 中国が領有を主張する水域を、自由な航行として軍艦が通航した際の中国の反応は、次を参照：

- British Navy's HMS Albion Warned over South China Sea "Provocation," BBC (Sept. 6, 2018), <https://www.bbc.com/news/uk-45433153>.<https://www.bbc.com/news/uk-45433153>
- 6 海上での事件について、実力行使の威嚇を分析した事例は、ガイアナ対スリナムを参照、訴訟記録2004-04、常設仲裁裁判所(PCA)訴訟リポジトリ、裁定(PCA, 2007年) <https://pcacases.com/web/sendAttach/902>:439
- 同訴訟の実力行使の威嚇に関する議論。(同上 425-40)
- ガイアナの石油掘削リグに対する退去要求について、仲裁裁判所は、「事件関係者の証言により、水域からリグを退去させるよう命令があったことは明らかである。その要求が満たされなければ、不特定の結果の責任は、彼らにある。どのような『結果』が起こりえたかについて、全員の合意はない。仲裁裁判所は、ジョーンズ少佐のリグ退去の命令が履行されなければ、実力行使の可能性があるとこの明らかな威嚇であったと見なす」と述べた。(同上 439、仲裁裁判所の見解の続き)
- 仲裁裁判所は、国際法に基づき、法執行活動中の不可避、合理的、必要な実力行使とい

10海里以内にいるが、ティトゥ島から13海里の範囲に移動している⁷。

一般の漁船は、軍艦近くを動き回り、軍艦の尻尾近くを横切り、その尾を捉える⁸。1隻の漁船の乗組員が、明らかに軍艦の尾の湾曲部を引っ張り、切り刻んでいる。漁師は、切断した尾に集まり、漁船の甲板に手繰り寄せている。

同時に、大型鋼鉄製船はコリジョンコースを取りながら、高速で軍艦に近づいて行く。軍艦は回避しようとするが、大型船が、軍艦の船尾にあるビームに衝突し⁹、手すり、舷縁、上部構造、複合艇、ローンチデリックに重大な被害を与え、乗組員数名が負傷する。この衝突により、ウェルの喫水線の上に穴が開く。

2 評価方法

以下の評価は、関連する責任を手短に引用しながら、国際海洋法の枠組みに焦点を当てる。前述のシナリオは、明らかに多くの法的問題を引き起こす。表向きに、海事法執行を目的とする武力の行使は、国連憲章第2条(4)¹⁰の領域である。この点を決定するために、どの要因や証を使用するか。正当性や執行を主張する要求や権利は、評価に影響を与え

う主張を認める。しかし、この事例の状況について、仲裁裁判所は、2000年6月30日にスリナムが開始した行為は、単なる法執行活動ではなく、むしろ軍事行動の威嚇と見なす。仲裁裁判所の見解は、主に目撃者証言に基づくもので、スリナムの行動は、条約、国連憲章と一般の国際法違反である実力行使の威嚇にあたる。(同上 4445)

7 ここに記載する距離は、地理的に正確でなく、シナリオのみを目的とする。

8 軍事海上輸送司令部を巻き込んだ、2009年の米国海軍の音響測定艦(インベッカブル)事件と、ベトナムの探査船及び中国船に関する、2011年から12年に発生した3件のケーブル切断事件については、次の2件を参照：

- Michael Green et al., Counter-Coercion Series: Harassment of the USNS Impeccable, ASIA MARITIME TRANSPARENCY INITIATIVE (May 9, 2017), <https://amti.csis.org/counter-coercion-usns-impeccable/>
- Raul Pedrozo, Close Encounters at Sea: The USNS Impeccable Incident, 62 NAVAL WAR COLLEGE REVIEW, Summer 2009, at 99, 101; China Accuses Vietnam in South China Sea Row, BBC (June 10, 2011), <https://www.bbc.com/news/world-asia-pacific-13723443>
- 9 ソ連領海侵入を阻止する警告後に発生した、黒海における米国及びソ連の海軍艦船衝突事件については、次3件を参照：
- John Rolph, Freedom of Navigation and the Black Sea Bumping Incident: How Innocent Must Innocent Passage Be, 135 MILITARY LAW REVIEW 137 (1992)
- William Aceves, Diplomacy at Sea: US Freedom of Navigation Operations in the Black Sea, 46 NAVAL WAR COLLEGE REVIEW, Spring 1993, at 59, 59
- John Hitt, Oceans Law and Superpower Relations: The Bumping of the Yorktown and the Caron in the Black Sea, 29 VIRGINIA JOURNAL OF INTERNATIONAL LAW 713 (1989)

10 国連憲章第2条(4)

るか。標的と加害者側の船舶が、両方とも政府船舶である場合、海洋安全保障のための武力行使が、1949年ジュネーブ諸条約共通第2条の国際武力紛争という、非常に低い敷居(threshold)に近づくのはいつか¹¹。

しかし、この評価は、より狭義に、国際海洋法の性質決定(characterization)に関する問題を取り上げることを目的とするため、関連性が高くとも、法的に異なる側面を除外する。従って、このシナリオの評価は、次に述べる反復の線(iterative line)を辿る。第1に、国際海洋法上、「どこで」事件が発生したか、第2に、国際海洋法の性質決定の仕組みに基づき(適宜、関連する責任体制に言及)、「誰が」加害者か、第3に、行為の責任はどこにあるか。最後に、国際海洋法に基づき、「どこで」と「誰が」という要因が、関連する責任も含め、事件の評価にどのように作用するか、という反復である。

(1) 事件の場所

最初の問題は、海域制度、1982年国連海洋法条約(以下、UNCLOS)¹²の通航制度、更に慣習国際法の見地から、「どこで」事件が起こったかを確認することである¹³。特に、事件発生の有無を決定することも必須である。すなわち、

1. (領海を伴う) 岩礁の12海里内¹⁴、
2. 又は、岩礁の12海里内にある低潮高地の12海里以内(議論はあるが、岩礁に伴う領海を、低潮高地が延長できる可能性がある¹⁵)、
3. 又は、領海を伴う又は延長できる地形から、12海里を超えた場所(つまり、水域は航行用であり、単なる公海)。

この問題を分析する際、領海を伴う地形(このシナリオでは岩礁)の基線について、複数の主張が、正当に示される可能性があるため、細心の

11 例として、次を参照：

• 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約(第1条約)6 U.S.T. 3114, 75 U.N.T.S. 31。

12 国連海洋法条約(以下、UNCLOS)、1982年12月10日、1833 U.N.T.S. 397。

13 ミソ共同声明及び無害通航に関する国際法規の統一解釈、1989年9月23日、28 INTERNATIONAL LEGAL MATERIALS 1444 (1989年)。

14 UNCLOS、前掲注12、第121条(3)。

15 同上、第13条。南シナ海裁判で、仲裁裁判所は、岩礁に伴う領海に関し、LTEがこのように作用するという立場を取ったように見える。以下脚注16を参照。

注意を払う必要がある。更に、基線から12海里内にある低潮高地に、領海を延長する資格があるかも評価する必要がある。「寄生LTEs」による領海延長効果は、単なる岩礁にも作用するか、海洋権限を持つ島嶼に限り作用するかという議論は、多少存在する¹⁶。この分析では、岩礁の領海も「寄生低潮高地(parasitic LTEs)」の延長効果を享受して良いとする。

国際海洋法では、据礁などの存在を理由に、岩礁や島嶼の基線が、実際に、少し外側にある可能性が考慮される¹⁷。礁などにより基線が押し出され、ある程度、領海の外側の限界を広げることができる。つまり、岩礁の低潮線を使用するか、裾礁の低潮線を使用するかにより、船舶の位置が、地理的に認識される岩礁から12海里を超えていたか、若しくは、裾礁を基線とし、結果的に領海内であったか、相当な差異を生むこともある。

上記の通り、この分析は、領海を伴う地形の基線から、12海里内に低潮高地が位置するか(領海を大きく延長)、否かにより(領海の外側の限界に変化なし)、大きな影響を受ける可能性がある。「南シナ海裁判」裁定から、関連する点を抜粋する。すなわち、

しかし、より複雑な問題は、条約第13条(1)に準じ、領海の基線として作用する、作用する可能性を持つ(原文ママ)スービ礁が、高潮高地の地形から12海里内にあるか否かである。スービ礁は、ティトゥ島の基線から、12海里を僅かに超えた場所にあるため、ティトゥ島自体に、第13条(1)を援用し、領海を画定する資格はない。しかし、1867年のティトゥ礁の海図(fair chart)には、ティトゥ島の西方にある礁の上に、高潮高地である「サンディケイ」が明確に描かれている。実際にこの地形が存在すれば、スービ礁の12海里内にあるため、第13条(1)が許可する通り、サンディケイを用い、領海基線を画定することがで

16 例として次を参照：

• James Kraska & Raul “Pete” Pedrozo, Can’t Anybody Play This Game? US FON Operations and Law of the Sea, LAWFARE (Nov. 17, 2015), <https://www.lawfare-blog.com/cant-anybody-play-game-us-fon-operations-and-law-sea>

反対に、寄生LTEが、岩礁に伴う領海へ作用すると、南シナ海裁判のパネルが受け入れたように見える点は、次を参照：

• 南シナ海裁判裁定、前掲注1、¶373

17 UNCLOS、前掲注12、第6条